

調布市再犯防止推進計画

策定委員会 【第2回】



令和4年2月25日(金) 18:30～

調布市福祉健康部福祉総務課

■ 本日の議題

議題1

- － 計画全体の構成(章立て等)案と基本的事項の検討について

議題2

- － 各論(基本方針の項目)の概要案の検討について

議題1

計画全体の構成(章立て等)案
と基本的事項の検討について

■ 計画の構成

第1章 計画策定の趣旨等	1-1 策定趣旨・目的 1-2 計画の位置づけ 1-3 施策の対象者（“犯罪をした者等”の定義） 1-4 計画期間
第2章 市の現状と課題	※1回目の資料をベースに作成
第3章 計画の基本方向	3-1 計画の基本方針 3-2 基本方針を踏まえ具体的な取組
第4章 計画の推進	4-1 計画の推進体制 4-2 計画の広報・啓発 4-3 計画の進捗管理
資料編	統計資料, 策定経過等

■第1章の概要

1-1 策定趣旨・目的

- 全国的に刑法犯検挙人員は減少しているものの、再犯者率は増加し、約5割を占めている。
- 国は再犯防止推進法を定め、再犯防止施策を講ずることを地方公共団体の責務とした。
- 東京都においては、「セーフ シティ」実現の1つとして、「東京都再犯防止推進計画」を策定、再犯防止施策を推進。
- 調布市においては、基本計画にて共に支え合う地域福祉の推進や防災・防犯の取り組みを分野別施策として設定。
- 犯罪を犯した者が社会復帰後も地域社会で孤立させない「息の長い」支援を実施し、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に計画を策定する。

1-2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

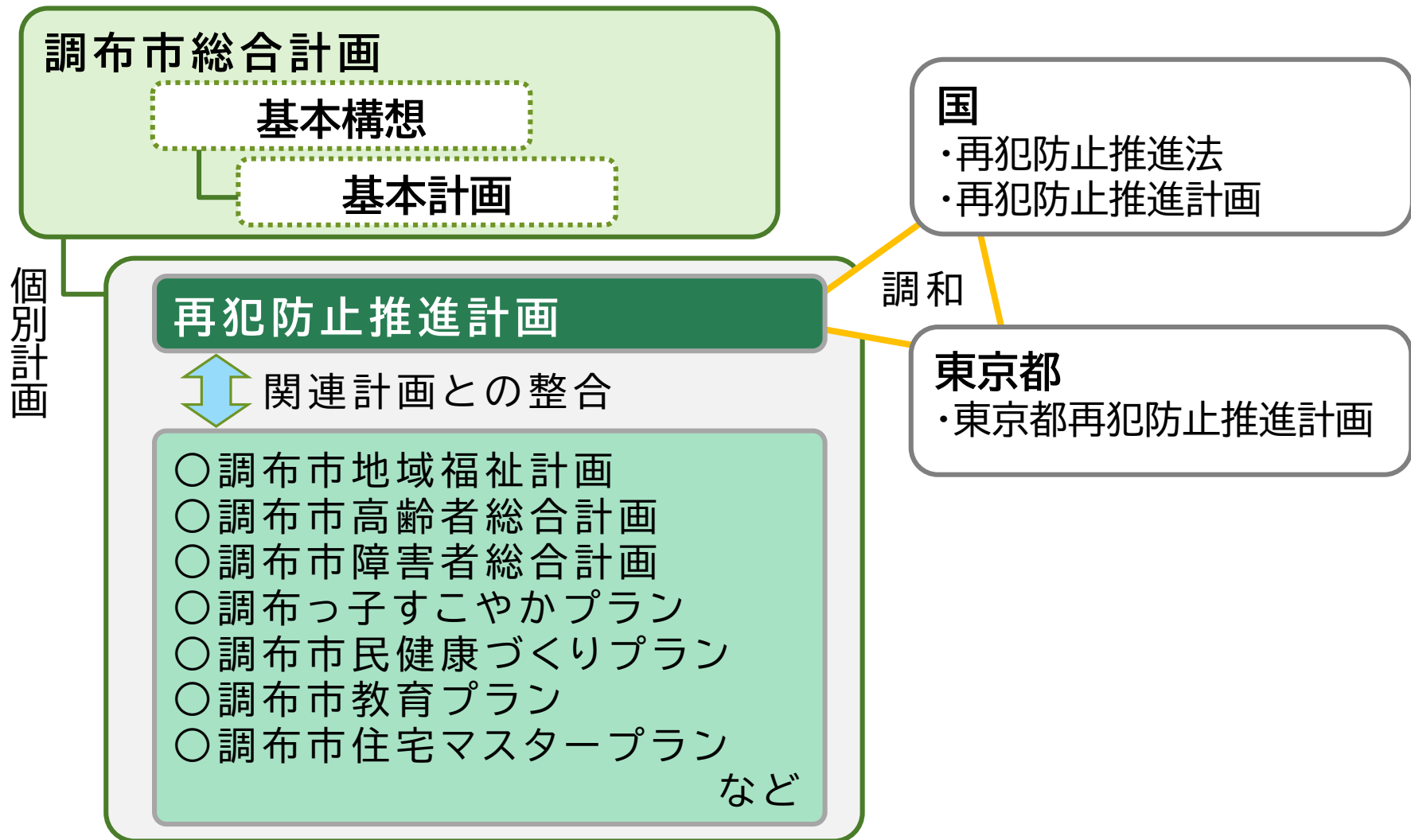
再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

(2) 市での位置づけ

調布市総合計画(基本構想・基本計画)を最上位計画とする、再犯防止施策に関する個別計画として策定します。

福祉3計画(調布市地域福祉計画, 調布市高齢者総合計画, 調布市障害者総合計画)をはじめとした関連する保健福祉, 教育や住宅分野の個別計画と連携を図り, 地域共生社会の実現を推進します。

1-2 計画の位置づけ



1-3 施策の対象者（犯罪をした者等の定義）

（1）「犯罪をした者等」の定義

再犯防止推進法第2条では、「犯罪をした者等」について、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」と定義しています。

1-4 計画の期間 ※ 具体的な内容は調整中です。

計画期間は、令和●●年度から●●年度までの●箇年を想定しています。

なお、国や都の動向や市の関連計画との整合を図るため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行う場合があります。

議題2

各論(基本方針の項目)の概要案の検討について

■計画の基本方針

①居場所のある地域づくり

～居場所・就労・住居確保支援の充実～

②適切な保健・医療サービスの連携

～保健医療・福祉サービスの利用促進～

③子ども・若者が安全・安心できる環境づくり

～非行防止と修学支援の充実～

④誰一人取り残さない支え合いのまちづくり

～地域防犯・広報啓発の充実と民間協力者の活動支援～

⑤多機関連携・協働による地域共生のまちづくり

■ 計画の基本方針

【当事者への支援】

- ① 居場所のある地域づくり
- ② 適切な保健・医療サービスの連携
- ③ 子ども・若者が安全・安心できる環境づくり(一部)



【環境づくり・推進体制づくり】

- ③ 子ども・若者が安全・安心できる環境づくり(一部)
- ④ 誰一人取り残さない支え合いのまちづくり
- ⑤ 多機関連携・協働による地域共生のまちづくり



①居場所のある地域づくり

～居場所・就労・住居確保支援の充実～

- 安定した生活を送るためには住居の確保が必要となりますが、満期出所者の4割以上が住居を確保されないまま出所し、再犯に至るケースが指摘されています。
- 同様に、社会復帰や自立した生活を送るためには仕事に就くことが重要ですが、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職となっており、不安定な就労が再犯リスクに結びつくことが指摘されています。
- 犯罪をした者等が地域の中で孤立してしまうと、不安や疎外感などから再び罪を犯すリスクが高まることが考えられます。そのため、地域の中で居場所をつくり、地域社会の一員としての自覚や自己有用感を育める環境を提供することが重要です。

①居場所のある地域づくり

～居場所・就労・住居確保支援の充実～

居場所づくり

地域社会の一員として、地域住民との交流や社会活動に参加する機会として、サロン等の交流の場づくりを地域や関係機関、民間協力団体と連携して拡充します。

就労確保支援

【現状の主な取り組み】

- ・青少年ステーション(CAPS)における中・高校生世代の健全育成
- ・児童館児童健全育成事業の推進
- ・青少年交流館を活用した青少年の自主的な活動の支援
- ・子ども・若者への支援
- ・ふれあいの家の整備

住居確保支援

※内容については、今後各所管との調整を行い、変更となる可能性があります。

①居場所のある地域づくり

～居場所・就労・住居確保支援の充実～

居場所づくり

関係機関と連携し、犯罪をした者等の就職に向けた相談対応や支援を行います。

また、雇用の受け入れ先である協力雇用主の拡大や活動支援を行います。

就労確保支援

【現状の主な取り組み】

- ・障害者の就労支援
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・調布国領しごと情報広場の運営参画
- ・若者の職業的自立, 就労の支援
- ・就労セミナー, 就職面接会の実施
- ・雇用・就労情報の積極的な提供
- ・調布市勤労者互助会の活動支援
- ・労働セミナー・街頭労働相談の実施

住居確保支援

※内容については、今後各所管との調整を行い、変更となる可能性があります。

①居場所のある地域づくり

～居場所・就労・住居確保支援の充実～

居場所づくり

住宅確保要配慮者の支援として、福祉関係者や不動産団体等で構成する「居住支援協議会」において支援の在り方を検討します。

また、公営住宅の入居に向けた適切な配慮を検討します。

就労確保支援

【現状の主な取り組み】

- ・良好な居住環境の形成・支援
- ・市営住宅維持管理事務
- ・高齢者住宅維持管理事務
- ・都営住宅募集事務
- ・空き家等対策の推進
- ・生活困窮者自立支援事業(再)

住居確保支援

※内容については、今後各所管との調整を行い、変更となる可能性があります。

②適切な保健・医療サービスの連携

～保健医療・福祉サービスの利用促進～

- 刑法犯検挙人員に占める65歳以上の割合は年々増加し、近年では年齢層別で最も多い世代となっています。
- さらに、高齢者が出所後2年以内に再び入所する割合は全世代の中で最も高いこと、また、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者の約4割が出所後6か月未満と、短期間で再犯に至っている現状があります。
- 知的障害のある受刑者も再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。
- 覚醒剤取締法違反により受刑した者の約半数は、出所後5年以内に再び刑務所に戻っている現状があります。
- 高齢者や障害者、薬物依存者の再犯防止には、必要な保健・福祉の支援に結びつけることが重要であり、多機関連携のもと、適切な福祉・保健サービスを提供することが求められます。

②適切な保健・医療サービスの連携

～保健医療・福祉サービスの利用促進～

高齢者や障害者への支援

薬物依存者への支援

生活困窮者への支援

地域包括支援センター等の相談窓口を中心に、関係機関連携のもと、一人ひとりに状況に適した福祉サービスの利用に結びつけます。

【現状の主な取り組み】

- ・地域福祉コーディネーター事業の推進
- ・総合福祉センターの整備
- ・総合福祉センター相談事業の実施
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・地域包括支援センターの充実
- ・認知症対策の充実
- ・障害者福祉相談員による窓口相談の実施

※内容については、今後各所管との調整を行い、変更となる可能性があります。

②適切な保健・医療サービスの連携

～保健医療・福祉サービスの利用促進～

高齢者や障害者への支援

薬物依存からの回復を支援するため、相談対応や適切な保健・医療サービス利用に結びつけます。

また、未然防止や薬物依存への理解を深めるため、薬物依存に関する広報・啓発を行います。

薬物依存者への支援

【現状の主な取り組み】

・薬物乱用防止の推進

生活困窮者への支援

※内容については、今後各所管との調整を行い、変更となる可能性があります。

②適切な保健・医療サービスの連携

～保健医療・福祉サービスの利用促進～

高齢者や障害者への支援

薬物依存者への支援

生活困窮者への支援

生活が安定するまでの期間の支援として、相談支援や必要な生活支援サービスを提供します。

【現状の主な取り組み】

- ・自立支援事業の充実
- ・生活福祉相談体制の充実
- ・緊急援護資金の貸付
- ・緊急自立援助費助成事業の実施
- ・生活保護法に基づく援護の実施
- ・生活困窮者自立支援事業(再)

※内容については、今後各所管との調整を行い、変更となる可能性があります。

③ 子ども・若者が安全・安心できる環境づくり ～ 非行防止と修学支援の充実～

- 新たに少年院に収容された者の24.4%，新たに刑事施設に収容された者の34.8%が中学校卒業後に高校等の学校に進学していないという現状があります。
- 非行による児童生徒の退学や不登校等を防止するため，学校での相談支援体制の充実や，地域における居場所を確保することが求められます。
- また，一度退学をしてしまうと，低学歴であることが就職へ影響してしまうケースもあるため，犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学の支援を充実させることが求められます。

③ 子ども・若者が安全・安心できる環境づくり ～ 非行防止と修学支援の充実～

非行の未然防 止等

児童生徒の非行を未然に防止するため、地域や関係機関等と連携して薬物や犯罪被害等に関する啓発活動を行います。
さらに、非行だけでなく、不登校等の児童生徒が抱える生活上の問題に対応するため、相談体制を充実させます。

立ち直り・学び 直し支援

【現状の主な取り組み】

- ・不登校児童・生徒への支援
- ・教育センターの運営
- ・来所(心理)相談の実施
- ・電話相談の実施
- ・青少年問題協議会による非行防止活動の推進

※内容については、今後各所管との調整を行い、変更となる可能性があります。

③ 子ども・若者が安全・安心できる環境づくり ～ 非行防止と修学支援の充実～

非行の未然防
止等

非行のある少年の立ち直りを支援するため、関係機関連携のもと、適切な支援を提供します。

また、事情により学習ができない環境に陥った児童・生徒が安心して学習することができるよう、地域での学びの場・居場所の確保を行います。

立ち直り・学び
直し支援

【現状の主な取り組み】

- ・中学校卒業者自立援助事業の実施
- ・子ども・若者への支援(再)

※内容については、今後各所管との調整を行い、変更となる可能性があります。

④ 誰一人取り残さない支え合いのまちづくり

～地域防犯・広報啓発の充実と民間協力者の活動支援～

- 地域には、犯罪をした者等の指導や支援を行う保護司，社会復帰を支える更生保護女性会，BBS会等の更生保護ボランティアがいます。しかし，保護司の高齢化や民間ボランティアの減少傾向が課題となっています。
- 犯罪をした者等が社会に復帰するためには自ら努力することも必要ですが，地域の中で孤立することのないよう，市民一人ひとりの理解と協力も必要であり，そのためには再犯防止の取り組みに対しての関心と理解を深めてもらうことが重要です。
- 再犯防止に取り組むことはもちろんのこと，何よりも地域から犯罪や犯罪被害を発生させないよう，地域の防犯力を高め，犯罪に強い地域づくりを進めることが重要です。

④ 誰一人取り残さない支え合いのまちづくり ～地域防犯・広報啓発の充実と民間協力者の活動支援～

民間協力者の
活動促進等

保護司や更生保護ボランティア等の円滑な活動を実現するための支援を検討します。

【現状の主な取り組み】

- ・防犯協会への支援
- ・北多摩地区保護観察協会への参画

広報・啓発活
動の促進

地域の防犯力
の向上

※内容については、今後各所管との調整を行い、変更となる可能性があります。

④ 誰一人取り残さない支え合いのまちづくり ～地域防犯・広報啓発の充実と民間協力者の活動支援～

民間協力者の
活動促進等

より多くの市民が再犯防止に対しての理解を深め、活動へ参加や協力をしていただける機運を高めるため、再犯防止に関する広報や啓発の機会を拡充します。

広報・啓発活
動の促進

【現状の主な取り組み】

- ・社会を明るくする運動の推進
- ・防犯意識の啓発

地域の防犯力
の向上

※内容については、今後各所管との調整を行い、変更となる可能性があります。

④ 誰一人取り残さない支え合いのまちづくり ～地域防犯・広報啓発の充実と民間協力者の活動支援～

民間協力者の
活動促進等

犯罪に強い地域づくりを進めるため、地域や民間協力団体等と協力して、パトロール活動をはじめ、地域における防犯活動の支援を行います。

広報・啓発活
動の促進

【現状の主な取り組み】

- ・地域での防犯パトロールの支援
- ・防犯設備補助事業
- ・犯罪抑止対策の推進
- ・子どもの家の充実
- ・健全育成推進地区委員会による地域健全育成活動の推進

地域の防犯力
の向上

※内容については、今後各所管との調整を行い、変更となる可能性があります。

⑤ 多機関連携・協働による地域共生のまちづくり

- 犯罪をした者等の社会復帰支援は、これまでは国が中心となつて実施してきましたが、刑事司法手続を離れた者の対応は、地方公共団体が主体となり支援をすることが求められています。
- しかし、地方公共団体では、犯罪をした者等を支援するノウハウや知見の不足、対象者に関する情報の収集が容易でないといった課題があります。そのため、刑事司法機関をはじめ、保護司会、更生保護ボランティア、医療・保健・福祉関係団体及び機関など、多くの機関との連携・情報共有を強め、再犯防止に取り組む必要があります。

⑤ 多機関連携・協働による地域共生のまちづくり

関係機関・団体の連携強化

刑事司法関係機関, 更生保護関係団体, 地域関係団体と医療・保健・福祉関係機関・団体等と連携し, 再犯防止の取り組みを効果的に推進していきます。

【現状の主な取り組み】

- ・生活安全対策協議会の実施
- ・再犯防止の推進

※内容については, 今後各所管との調整を行い, 変更となる可能性があります。